主 文

昭和三八年七月四日名古屋地方裁判所新城支部がAに対してした保釈決 定に基づき、同日納付された保釈保証金拾万円は、全部これを没取する。

昭和三九年七月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	流	套	朔	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎